同　那覇地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて那覇家庭裁判所判事に補する
那覇簡易裁判所判事に補する
同　仙台高等裁判所判事に補する
仙台高等裁判所事務局長を命ずる
仙台簡易裁判所判事に補する
同　福島地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて福島家庭裁判所判事に補する
福島簡易裁判所判事に補する
同　福島地方裁判所判事に補する
福島地方裁判所郡山支部勤務を命ずる
福島地方裁判所郡山支部長を命ずる
兼ねて福島家庭裁判所判事に補する
福島家庭裁判所郡山支部勤務を命ずる
福島家庭裁判所郡山支部長を命ずる
郡山簡易裁判所判事に補する
郡山簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
同　山形地方裁判所判事に補する
山形地方裁判所米沢支部勤務を命ずる
山形地方裁判所米沢支部長を命ずる
兼ねて山形家庭裁判所判事に補する
山形家庭裁判所米沢支部勤務を命ずる
山形家庭裁判所米沢支部長を命ずる
米沢簡易裁判所判事に補する
米沢簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
同　札幌高等裁判所判事に補する
札幌簡易裁判所判事に補する
同　札幌地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
札幌簡易裁判所判事に補する
同　函館地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて函館家庭裁判所判事に補する
函館簡易裁判所判事に補する
同　高松高等裁判所判事に補する
高松簡易裁判所判事に補する

剱持　淳子
宮田　祥次
柴田　雅司
佐々木健二
齋藤　大
瀧岡　俊文
武藤　貴明
橋本　健
千賀　卓郎

同　徳島地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて徳島家庭裁判所判事に補する
徳島簡易裁判所判事に補する（以上四月十二日）
東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　中川　正隆
最高裁判所事務総局秘書課参事官を免ずる
東京高等裁判所判事に補する（四月十六日）
那覇地方裁判所判事・那覇簡易裁判所判事　矢尾　渉
福岡高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
福岡簡易裁判所判事に補する
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　増田　稔
那覇地方裁判所判事に補する
那覇地方裁判所長を命ずる
那覇簡易裁判所判事に補する
那覇簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
京都簡易裁判所判事　東尾　龍一
宇治簡易裁判所判事に補する
大阪簡易裁判所判事　寺田　俊弘
京都簡易裁判所判事に補する（以上四月十七日）
宮崎簡易裁判所判事　吉村　哲郎
西都簡易裁判所判事に補する
兼ねて宮崎簡易裁判所判事に補する
都城簡易裁判所判事　橋口　幸司
宮崎簡易裁判所判事に補する
小林簡易裁判所判事兼都城簡易裁判所判事　松木場和明
都城簡易裁判所判事に補する
長崎簡易裁判所判事　山中　金雄
小林簡易裁判所判事に補する
兼ねて都城簡易裁判所判事に補する
福岡簡易裁判所判事　末廣　元保
長崎簡易裁判所判事に補する（以上四月二十日）

坂本　好司

○定年退官
簡易裁判所判事平野和行は四月十六日限り定年退官
簡易裁判所判事芹澤薫は四月十八日限り定年退官
○任期終了退官
判事兼簡易裁判所判事酒井康夫及び同宮本博文は四月十一日限り任期終了

官庁報告

官庁事項

登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成三十年五月十四日

関東運輸局長　河田　守弘

一　神奈川県立海洋科学高等学校
代表者の氏名
（変更前）榊　彰義
（変更後）石垣　隆

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成三十年五月十四日

関東運輸局長　河田　守弘

一　茨城県立海洋高等学校
代表者の氏名
（変更前）大和田俊一
（変更後）鈴木　仁

登録小型船舶教習所の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の十第一項の規定により次の小型船舶教習所を登録したので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第一号の規定により、公示する。

平成三十年五月十四日

九州運輸局長　加賀　至

（一）登録年月日　平成三十年四月十七日
（二）登録番号　九小教第十四号
（三）登録小型船舶教習実施機関の名称　有限会社　ＳＡＮＡＸ
（四）住所　福岡県糟屋郡粕屋町長者原東一丁目四番一号
（五）代表者の氏名　佐名　博
（六）登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地
有限会社　ＳＡＮＡＸ　シーガル登録小型船舶教習所
福岡県糟屋郡粕屋町長者原東一丁目四番一号
（七）登録小型船舶教習所の種類及び区分
一級小型船舶操縦士第一種教習所
二級小型船舶操縦士第一種教習所
二級小型船舶操縦士（第一号限定）第一種教習所
特殊小型船舶操縦士第一種教習所